

議案第 1 3 号

八幡浜市通学費補助金交付条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市通学費補助金交付条例の一部を改正する条例

八幡浜市通学費補助金交付条例（平成 1 7 年条例第 8 9 号）の一部を次のよう
に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で
示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、八幡浜市立日土小学校 _____、千丈小学校及び神山小学校 _____ 並びに八代中学校、松柏中学校及び保内中学校に遠距離から通学する児童及び生徒に対し、その保護者の負担を軽減するため、補助金を交付する基準等を定めるものとする。</p> <p>(補助金交付の範囲)</p> <p>第 2 条 通学費に対する補助金（以下「通学費補助金」という。）は、<u>日土町森山、日土町檜木の各地域の以東、南裏、川之内上、川之内下、古藪、横平及び布喜川の各区域から通学する児童並びに川上町、横平、南裏、川之内大上、古藪及び日土町の各区域</u>から通学する生徒（以下「対象児童及び生徒」という。）に交付する。ただし、他の法律により通学に要する交通費の給付を受ける児童及び生徒は、この対象児童及び生徒から除くものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、八幡浜市立日土小学校、<u>双岩小学校、千丈小学校、神山小学校及び宮内小学校</u>並びに八代中学校、松柏中学校及び<u>靑石中学校</u>に遠距離から通学する児童及び生徒に対し、その保護者の負担を軽減するため、補助金を交付する基準等を定めるものとする。</p> <p>(補助金交付の範囲)</p> <p>第 2 条 通学費に対する補助金（以下「通学費補助金」という。）は、<u>横平、布喜川、谷、釜倉の一部（鳥越）、南裏、川之内上、川之内下、古藪及び保内町鼓尾の各区域から通学する児童並びに川上町、横平、南裏、川之内大上、古藪及び日土町横尾地、日土町田の窪の各地区の以東の区域</u>から通学する生徒（以下「対象児童及び生徒」という。）に交付する。ただし、他の法律により通学に要する交通費の給付を受ける児童及び生徒は、この対象児童及び生徒から除くものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市通学費補助金交付条例の規定は、この条例の施行の日以後の通学費に係る補助金について適用し、同日前の通学費に係る補助金については、なお従前の例による。

提案理由

青石中学校と保内中学校の統合等に伴い、所要の改正を行うため。